

事業所 内点 検印	所属長印			担当者印

年 月 日

不二サッシ健康保険組合 御中

健康保険被扶養者認定伺

この認定伺は、新たに被扶養者とし認定を受ける場合(新生児以外)に事前に必要事項を洩れなく記入して、該当する書類(別紙一覧表参照)を添付して事業所経由で提出して下さい。

健康保険組合で内容審査の上、認定の可否を決定通知します。
認定の連絡を受けた方は、被扶養者異動申請書をご提出ください。

被保険者等記号・番号		事業所名	
被保険者名		生年月日	年 月 日
住所			

下記の通り健康保険組合の被扶養者として認定していただきたくお伺い致します。

1. 申請被扶養者氏名等

申請被扶養者氏名	続柄	生年月日	年齢	同居又は別居	申請時の健康保険加入の有無及種類
		年 月 日	才	同・別	有 () ・ 無
		年 月 日	才	同・別	有 () ・ 無
		年 月 日	才	同・別	有 () ・ 無
		年 月 日	才	同・別	有 () ・ 無
別居の場合の住所					
送金額		月額 円			
送金方法		銀行振込・郵便為替・現金書留・その他()			
(扶養に至った経緯を詳細に記入して下さい。)					
.....					
.....					
.....					
.....					

2. 申請被扶養者の申請直前の職業又は勤務先

勤務先会社名	
同住所	(Tel)
退職又は廃業年月日	年 月 日
退職又は廃業の理由	定年 ・ その他()
出産による退職の場合は、出産予定日	年 月 日

3. 申請被扶養者の収入の有無 有り ・ 無し

種類	金額(月額)	種類	金額(月額)
勤労所得		自営業 ・ 農業	
雇用保険 (受給期限 年 月迄)		不動産収入	
年金 ・ 恩給		その他()	
傷病手当金 ・ 出産手当金		収入合計 (月額)	円

4. 家族構成 (被保険者から見た同居・別居を含む兄弟・姉妹全家族)

氏名	続柄	年齢	職業・勤務先	同居又は別居	扶養の有無	住所
	本人	才		/	/	
		才		同・別	有・無	
		才		同・別	有・無	
		才		同・別	有・無	
		才		同・別	有・無	
		才		同・別	有・無	
		才		同・別	有・無	

以下健康保険組合記入欄

(判定)	常務理事	事務長	係員
	認定 ・ 否認定 ・ 保留		
理由			
.....			
.....			

被扶養者認定何の添付書類一覧表

表中の申請被扶養者は、下欄に○印で指定された添付書類が必要です。
 この他、別途健康保険組合が必要とする書類を要請する場合があります。
 この表は基本的なものを一覧表にしたもので該当しない場合は健康保険組合へ問い合わせ下さい。

被保険者から見た続柄	親族関係を証明するもの	生計維持関係を証明するもの										
		自営業の場合	無職の場合	働いている場合			今まで就職していた場合				別居中	年金
				給与以外の収入がない場合	給与以外の収入がある場合	雇用保険を受給しない場合	雇用保険待期間中	雇用保険受給中	雇用保険に加入していない場合			
世帯全員の記載・続柄表記のある住民票の写し(被保険者と別居をしている場合は戸籍謄本も必要)	確定申告書の控え及び収支内訳書の控え	非課税又は課税証明書又は在学証明書	労働契約書がある場合 <small>労働契約書または雇用条件通知書の写し(勤務日数・勤務時間・時給等が確認できるもの)※</small>	労働契約書がない場合 <small>直近の給与明細書の写し3ヶ月分</small>	直近の給与明細書の写し3ヶ月分	雇用保険受給資格者証の写し及び誓約書	雇用保険受給資格者証の写し及び誓約書	雇用保険受給資格者証の写し及び誓約書	雇用保険受給資格者証の写し及び誓約書	退職証明書及び雇保に加入していない証明書の写し	送金証明書(現金手渡しは不可)	年金証書と改定通知書の写し
配偶者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子	○	○	○ <small>(義務教育中は不要)</small>	○	○	○	○	○	○	○	○ <small>(学生は不要)</small>	○
父・母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の父・母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
祖父母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の祖父母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
兄弟姉妹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
証明するところ	市区町村	税務署	市区町村	事業主	事業主	ハローワーク(公共職業安定所)	事業主	銀行又は郵便局	日本年金機構			
備考	・生年月日・続柄・同居を確認するため ・外国の方は在留カード又は特別永住者証明書の写し	自営業としての収入を確認するため	申請被扶養者の収入等を確認するため							送金の事実確認のため	年金額を確認するため	

※契約内容が変更するたびに新しい契約書等を必ず健康保険組合へ提出してください。

- ・傷病手当金・出産手当金を受給中の方は、給付金額がわかる書類を提出してください。(コピー可)
- ・その他の収入がある場合には、その金額がわかるものの写しを提出してください。
- ・子を扶養に入れる際、配偶者が被扶養者でない場合は、異動届下部の配偶者の年収見込額を必ず記入してください。

被扶養者とは

- ・被扶養者として認定されるものの範囲は、三親等内の親族で、被保険者と同居ならびに生計をともにし、自己の収入が年額130万円未満であり(60才以上の者又は、障害年金受給者は180万円未満、認定日が属する年の12月31日時点で、19歳以上23歳未満の配偶者以外の者は、150万円未満)、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合で、**被保険者の負担によって、生計を維持されているものです。**
- ・認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合で、そのものの年収は前項と同一の基準であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者に該当します。

受給資格の取り消し

- ・被扶養者の申請書に故意に事実と相違した記載をなして、認定を受けたことが判明した場合には、認定日まで遡って資格を取り消すこととなります。
- ・前項に記載の事実があった場合には、当組合が支払った家族療養費を返還させることがあります。